

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

近年、消費生活相談件数は年間約90万件前後で推移しており、複雑化、多様化する消費者被害に対応するためには、相談体制の確保や消費者への教育、啓発など、地方消費者行政の充実、強化がより一層求められている。

このような状況の中、国においては消費者行政の充実、強化に取り組む地方公共団体を支援するため、地方消費者行政強化交付金を交付してきたところである。しかしながら、令和7年度末には人口5万人未満の市町村を除く地方公共団体で地方消費者行政推進事業に係る交付金の活用期間の終了が予定されているため、交付金を活用して実施してきた相談体制の整備や、消費者教育の推進に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念されている。

また、被害の防止、救済の根幹である消費生活相談においては、相談員が高齢化し、担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、不安定な雇用形態の改善や専門性に見合った処遇改善が求められており、国の主導による速やかな制度設計とともに予算措置が必要とされている。

さらに、デジタル技術の活用による消費生活相談業務の効率化、高度化に向け、現在、国において現行の全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）を令和8年10月に新システムへ切り替えることが予定されている。しかしながら、新システムでは端末のリース費用やセキュリティ対策の保守費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保及び処遇改善に係る制度設計を行うとともに、必要な予算措置を講ずること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算については、国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月1日

名 古 屋 市 会

衆議院議長	宛（各 通）
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
内閣府特命担当大臣 （消費者及び食品安全）	